図書として取り扱わないものに関わる指針

附属図書館長裁定
平成１６年４月１日

（趣旨）

１　この指針は，国立大学法人大阪教育大学図書取扱細則第３条ただし書きに基づき，国立大学法人大阪教育大学（以下「本学」という。）が取得する図書のうち有形固定資産としての「図書」として取り扱わないものについて定めるものである。

（定義）

２　本学が「図書」として取り扱わないものは，次の各号のとおりとする。

（１）附属図書館が組織として管理しないもの

ア　卒業論文等

イ　附属学校園が所蔵する資料

（２）教育・研究の用に供されないもの

ア　時刻表等の，事務用又は業務用として供するもの

イ　取扱説明書又はマニュアル類等の，直接的に教育・研究の用に供さないもの

（３）教育・研究上一時的な意義しか有さないもの（取得時における使用予定期間が１年未満のもの）

ア　雑誌（ただし，製本雑誌は除く。）

イ　追録，継続購入のＡＶ資料（内容が更新される追録的なもの），雑誌付録のＡＶ資料

ウ　継続購入のＣＤＲＯＭ又は追録等

エ　ソフトカバーの辞書類（日常的に利用するもの）

オ　ゼミ等で使用するために複数冊購入されるもの

カ　問題集，一枚物の地図又は練習用楽譜等

（指針の見直し等）

３　「図書」として取り扱わない具体的事例については，法人化進行に伴う各種資料の取り扱いに関わって，適宜見直すものとする。